やまぐち木の家づくり推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、やまぐち木の家づくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この補助金は、県産木材を使用した住宅に対し補助することで、民間住宅分野におい

て県産木材の利用を促進し、木材の地産・地消を図ることを目的とする。

（交付の対象及び補助金額）

第３条　補助金の交付の対象となる住宅は、やまぐち木の家等推進工務店が建築した住宅で、

次の各号の要件を全て満たすものとする。

1. 県内に、自ら居住するために新築（又は増築）する若しくは建売の目的のために新築する一戸建ての木造住宅であること

なお、増築の場合、増築する部分が以下の（２）～（４）の要件を満たすものである

こと

（２）優良県産木材認証基準に合致した木材の使用量（以下「優良県産木材」という。）が

８㎥以上であること

（３）短辺９０mm以上の構造材における木材使用量のうち、優良県産木材の使用割合が６０％以上で、次のいずれかに該当すること

 ①内装への板材使用面積が１００㎡以上

 ②住宅に使用する木材使用量のうち、下地材を加えた県産木材の使用割合が７０％以上

（４）「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（平成１１年６月２３日法律第８１号）に基

づく住宅性能表示で次の３項目の基準を満たすもの

1. 耐震性について、耐震等級(倒壊等防止) 等級２又は等級３又は免震建築物であること
2. 耐久性について、劣化対策等級３であること
3. 省エネ性について、省エネルギー対策等級（断熱性能等級５以上、一時エネルギー消費量等級６以上）であること

２　補助金の額は、一戸当たり金額250千円（定額）とする。

（交付の申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ優良県産木材の認証申請を行い、審査が完了した後、上棟予定日の７日前（ただし、やむを得ない理由がある場合は上棟予定日３日前）までに、補助金交付申請書（様式１）（以下「申請書」という。）を一般社団法人山口県木材協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第５条　会長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の

上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の

交付を決定し、当該申請書を提出した者に交付決定通知書（様式２）を通知するものとする。

２　会長は、前項の場合において、適切な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の

申請に係る事項を修正して補助金の交付を決定することができる。

３　会長は、第１項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の

目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（申請の取り下げ）

第６条　前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「申請者」という。)

は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から

１０日以内に申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はな

かったものとする。

（申請内容の変更）

第７条　申請者は、第４条に基づき申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式３）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、優良県産木材や県産木材使用割合等の数値が増減する場合であっても、第３条第２項に示す補助金の額が変わらない場合はこの限りではない。

２　会長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、変更内容が適当であると

認めたときは、補助金の変更交付を決定し、変更交付決定通知書（様式４）を申請者に通知

するものとする。

３　第５条第２項及び第３項の規定は前項の変更交付決定について準用する。

（上棟の中止）

第８条　申請者は、上棟を中止しようとするときは、あらかじめ補助金中止承認申請書（様式

５）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第９条　申請者は、主要構造部材の施工が完了した後、現地確認ができる期間が終了する３日前までに、補助金実績報告書（様式６）を会長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１０条　会長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、当該申請者に通知する。

（補助金の支払い等）

第１１条　申請者は、前条の規定による通知に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式７）を会長に提出しなければならない。

（補助金に係る証拠書類の保存）

第１２条　申請者は、補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助期間が満了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（報告及び検査）

第１３条　会長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、又はその職員に帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の交付の決定の取り消し等）

第１４条　会長は、申請者が次の各号の一に該当する時は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）この要綱に違反したとき

（２）事業の実施方法が不適当であると認められるとき

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

　　この要綱は、令和７年(2025年)４月１日から施行し、令和７年度事業から適用する。